

## 各務原市病児・病後児保育事業実施要綱

(平成24年4月1日決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、児童が病氣中又は病氣の回復期にあり、保護者が就労等により保育できない児童を専用の施設において一時的に保育する病児・病後児保育事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は各務原市とし、適切に本事業を実施することができると認められる法人（以下「実施施設」という。）に委託することができる。

### (対象児童)

第3条 本事業の対象となる児童は、保護者の就労等の都合により家庭で保育を行うことが困難な市内又は病児・病後児保育事業実施施設の広域利用に関する協定を締結した他の市町村に住所を有する小学校6年生までの児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病氣の回復期に至らないため、集団保育が困難な児童であって、市長が必要と認めたもの
- (2) 病氣の回復期にあり、集団保育が困難な児童であって、市長が必要と認めたもの

### (施設の要件)

第4条 本事業を行う施設は、病院に付設された事業のための専用施設であって、次の基準を満たすものとし、市長が適切と認めた施設であるものとする。

- (1) 保育室を有すること。
- (2) 静養室又は隔離した部屋として観察室又は安静室を有すること。
- (3) 調理室を有すること。なお、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。
- (4) 手洗い等の施設を設置し、衛生面への十分な配慮が施されていること。
- (5) 事故防止に配慮されている等、児童の養育に適した場所であること。

### (利用定員)

第5条 本事業を行う施設の利用定員は、6人とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

### (開設日及び開設時間)

第6条 本事業を行う施設の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、当該開設日及び開設時間を変更することができる。

(1) 開設日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。

(2) 開設時間 午前8時から午後6時まで  
(利用期間)

第7条 本事業の利用期間は、原則として1回につき連続7日以内とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況等により、市長が必要と認める場合は、7日を超えて利用することができる。

(利用の登録)

第8条 本事業の利用を希望する対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ各務原市病児・病後児保育事業利用登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、登録を受けなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由がある場合は、次条に規定する申請と併せて行うことができる。

2 申請者は、前項の登録内容に変更が生じたときは、その内容を届け出なければならない。

3 市長は、第1項の申請により利用登録を決定した保護者について、各務原市病児・病後児保育事業利用登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、運用上支障がないときは、この通知書の交付を省略することができるものとする。

4 前項の登録決定の有効期間は、利用登録の決定日から当該決定日の属する事業年度の末日までとする。

(利用の申請)

第9条 前条第3項の規定により登録の決定を受けた保護者が、本事業を利用しようとするときは、各務原市病児・病後児保育事業利用申請書（様式第3号）を実施施設に提出しなければならない。

(費用の負担)

第10条 本事業を利用する保護者（以下この条において「利用者」という。）は、1日当たり2,000円の費用を負担するものとする。

2 実施施設は、利用者から前項の費用を徴収することができる。

3 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する利用者が第8条の規定による利用登録の申請をした時点において次の各号のいずれにも該当する世帯に属する場合で、市内の実施施設を利用するときは、第1項の費用を徴収しないものとする。

(1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を3人以上現に扶養する世帯

(2) 利用者及び当該利用者と同一の世帯員が市税を滞納していない世帯

4 実施施設は、本事業を実施するに当たり、利用者からの申出により給食等の提供を行った場合は、給食費等を徴収することができる。

(実績報告)

第11条 実施施設は、毎月の事業の利用実績について、各務原市病児・病後児保育事業利用実績報告書(様式第4号)により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(実施要件等)

第12条 実施施設は、病児保育事業の実施について(平成27年7月17日付雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく実施要件、実施方法及び留意事項を遵守して本事業を実施するものとする。

(実施施設の責務)

第13条 実施施設は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 児童の安全確保及び健康回復、個人情報保護その他本事業の適切な実施に関して十分な管理を行うこと。

(2) 本事業を利用した児童の状態を記録した帳簿その他事業の実施に必要な帳簿等を備え付けておくこと。

(3) 本事業の経理と他の事業に係る経理を明確に区分し、経理に関する帳簿及び証拠書類を常時備え付けておくこと。

2 市長は、必要があると認めるときは、実施施設の業務内容を調査し、必要な措置を講じることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市病児保育事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附 則（平成30年3月7日決裁）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市病児・病後児保育事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附 則（令和2年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市病児・病後児保育事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

附 則（令和5年6月15日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の各務原市病児・病後児保育事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間使用することができる。

登録番号	
------	--

年度各務原市病児・病後児保育事業利用登録申請書

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者（保護者等）

住所 〒 —

氏名

電話

各務原市病児・病後児保育事業を利用したいので、次のとおり登録申請します。

なお、次に掲げる事項について同意します。

- （1）記入した個人情報を各務原市と病児・病後児保育実施施設で共有すること。
- （2）病児・病後児保育実施施設が必要に応じて通園・通学先、受診された医療機関等に児童の情報を確認すること。
- （3）3人以上の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を扶養する多子世帯に該当する場合は、「多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業」の対象であることの確認のために、世帯全員の市税の納付状況を確認すること。

フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日
児童氏名				( 歳 か月)
保護者	父（氏名）	携帯電話		お子さんの愛称
	母（氏名）	携帯電話		
	住所（〒 — ） 自宅の電話 —			
通園・通学施設等				
1. 保育所（園） 幼稚園 小学校 年生				
2. 通園・通学していない 3. その他（ ）				
かかりつけの医院・病院				
妊娠中の異常（なし・あり）				
出産時の異常（なし・あり）				
発達の異常（なし・あり）				



登録番号	
------	--

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

各務原市長

各務原市病児・病後児保育事業利用登録決定通知書

年 月 日付けで申請がありました各務原市病児・病後児保育事業の利用について、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

1. 登録児童

フリガナ		男・女	生年月日	年 月 日
児童氏名				( 歳 か月)
住 所				

2. 有効期限

本登録決定書の有効期限は、決定日から当該決定日の属する事業年度の末日までとします。

各務原市病児・病後児保育事業利用申請書

（宛先）実施施設

住 所  
申請者（保護者等）氏 名  
お子様との関係

お子様の名前		年 齢	年 月 日生 歳 か月	性 別	男・女
保育所（園） 等 の 名 称	保育所（園）・幼稚園 小学校・その他				
緊急連絡先	① TEL	名前（	）	続柄（	）
	② TEL	名前（	）	続柄（	）
	③ TEL	名前（	）	続柄（	）
迎 え の 日 時	月 日 時 分頃	迎 え の 人	（続柄）		
	月 日 時 分頃	迎 え の 人	（続柄）		
	月 日 時 分頃	迎 え の 人	（続柄）		
	月 日 時 分頃	迎 え の 人	（続柄）		
	月 日 時 分頃	迎 え の 人	（続柄）		
家族で看護 できない理由	1. 勤務 2. 病気 3. 出産 4. 事故 5. 冠婚葬祭 6. その他（）				
食事について	昼食 うどん発注	期日（	/	.	/
	弁当発注	期日（	/	.	/
	昼食・おやつ持参	期日（	/	.	/
※ アレルギーのある方は、昼食及びおやつをご持参ください。					
お薬について	提出書類（ 薬剤情報提供書 ・ お薬手帳 ）				

※各務原市病児・病後児保育事業利用登録申請書（様式第1号）の予防接種又は既往歴について変更があれば実施施設に伝えてください。また、記入後担当者が前日までのお子様の様子をうかがいます。

※感染症には職員一同細心の注意を払って保育いたしますが、他のお子様から感染する可能性もございますのでご了承ください。

与薬依頼及び処置・検査許可書

利用期間中、薬剤情報提供書又はお薬手帳のとおり、与薬をお願いいたします。また、担当医師の判断でお子様の治療方針を決定すること、体調の変化によって検査及び処置を行うことを許可します。

依頼者（申請者） 氏名\_\_\_\_\_



